

地方公会計の整備促進に係る意見書の提出について

地方公会計の整備促進に係る意見書を次のとおり提出する。

平成28年3月25日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか48名

自民党市議団，公明党市議団，
民主・都みらい，京都維新の会市議団，
京都党市議団，無所属（大），
無所属（やま）

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，財務大臣 宛て

京都市会議長 名

地方公会計の整備促進に係る意見書

地方公会計の整備促進に関しては、昨年1月の総務大臣通知により、全国の各自治体において、統一的な基準による財務書類を、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で作成するよう要請されているところである。

よって国におかれては、この通知に基づき、統一的な基準に基づく財務書類の作成及び活用を進めるに当たり、高齢化・人口減少という深刻かつ共通の課題を抱えている各地方自治体の厳しい財政事情に鑑み、可能な限り早期の整備ができるよう、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 統一的な基準による財務書類を可能な限り早期に作成するため、その前提となる固定資産台帳の整備に取り組む必要があるが、同台帳の整備には相当な作業コストを要するため、団体の財政力に応じた適切な財政措置を講じること。
- 2 統一的な基準による財務書類を作成するに当たり、様々な相談内容に対応できるよう、公認会計士等の専門家を派遣するなど、実務面でのきめ細かな支援を実施すること。
- 3 統一的な基準による財務書類を作成し、活用するためには、複式簿記の知識等が必要となるため、自治大学校等における自治体職員向けの研修を更に充実するとともに、今後、財務書類を議会審議等で積極的に活用することができるよう、地方議員向けの研修も充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。